

# 議事概要

令和7年度 第1回 新潟市消費生活審議会

第1回 新潟市消費者教育推進地域協議会 議事概要

日 時： 令和8年1月26日（月）午前10時00分から11時10分

場 所： 新潟市役所本館6階 議会第2委員会室

出席者： 新潟市消費生活審議会委員（新潟市消費者教育推進地域協議会委員）  
沢田委員、長谷川委員、吉川恵理子委員、川合委員 竹田委員、高杉委員  
松本委員、吉川憲子委員、佐々木委員、津吉委員、河本委員、佐藤委員  
事務局  
齊藤市民生活部長、平野市民生活課長、  
消費生活センター川瀬所長、渡辺主幹、曾我係長

傍聴者： なし

1 開会

2 挨拶 齊藤市民生活部長

3 議事

(1) 正副委員長（正副会長）の互選

(事務局) 資料1により委員の互選により決めることになる。委員長、会長について皆様からご意見はないか。

(高杉委員) 沢田委員に委員長、会長をお願いしたい。

(異議なし)

(事務局) 異議なしで、沢田委員に委員長、会長をお願いする。

(沢田委員) 了解した。

(沢田委員長) 副委員長、副会長について意見はないか。事務局案はあるか。

(事務局) 竹田委員に副委員長、副会長をお願いしたい。

(異議なし)

(沢田委員長) 異議なしで、竹田委員に副委員長、副会長をお願いする。

(竹田委員) 了解した。

(2) 消費生活センターの令和6年度事業結果及び令和7年度事業計画について

(川瀬所長) 資料2により説明

(質疑なし)

(3) 「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」の進捗状況について

(川瀬所長) 資料3、資料4により説明

(長谷川委員) 資料4の令和6年度の事業結果と7年度の事業見込みは比較的似ている。6年度のを継続してやっていくところなのかなど。

1ページのi-1-(1)「食品の安全性の確保」のところ「食品衛生監視指導計画に基づき施設への衛生監視を実施」とあるが、令和6年度の1,329件が、令和7年度事業見込みで2,120件に大幅に増えているのはどういった事情か。

(川瀬所長) 所管課に確認して、後日メールで皆様にお伝えしたい。

(高杉委員) 資料4の3ページのI-3-(2)「事業者と消費者の共創と協働」のところに、新潟県がやっている消費者志向経営セミナーに新潟市も共催して対応していることから、ここに追加してはどうか。

(川瀬所長) 私も参加させていただいて、非常に勉強になった。入れる形をお願いしたい。なお、今年度は当センターのホームページでもPRして、リンクも張って、そちらに飛べるように作らせていただいた。

#### (4) 新計画づくり（四次改定）について

(川瀬所長) 資料5、資料6、資料6-2により説明

(沢田委員長) パブコメはそれぞれ審議会ごとにやるのではなく、一番最後にまとめてやるのですよね。

(川瀬所長) おっしゃるとおりで、まとめて1回行う。

(沢田委員長) 第3回審議会の中の④⑤はどういう趣旨か。

(川瀬所長) 左の「事務処理項目」欄の「④答申案のとりまとめ」と「⑤答申」になる。

(津吉委員) この計画の中でいろいろな試みをされていると思うし、結果がなかなか出てこないこともあると思う。ただ、ここで広がっていた詐欺と悪徳商法も、こどもから高齢者までの啓蒙はやり続け、しつこいくらいPRした方がいいと思う。よくテレビで出ているが、警察が容疑者に直接電話かけて「あんたはね」というような話はあることがない。また、ただほど怖いもの（高いもの）はないということも、経済の仕組みである以上、利益が出ないものを商売するということはあり得ない。そういったことを小さい頃から広く啓蒙して、皆さんに理解してもらい、防いでいく手段としてやっていただきたい。

(川合委員) 近年は非常に悪質詐欺・商法への関心が高まっている。新聞でも取り扱うことがあるが、内容や手口の変化のスピードが激しく、日進月歩だ。それにどう対応するかということ、新しい計画の中にどのように位置づけるか、今段階のイメージは。

(川瀬所長) 私個人のイメージとして、IT技術、デジタル化が非常に進んでいる中で、高齢者・若者・障がい者も含めた全消費者がある程度それに対応できるようにすることが大切と考えている。消費者教育では、消費者は事業者と格差があって、弱い人だから守らなきゃいけないというスタンスではなくて、今はある程度自立、対応できるようになるための支援を行うという精神であり、どこかで「一人も取り残さない」というようなことを謳っていたと記憶しているが、そのような方向でできないかと考えている。次回の審議会で、考え方を整理してお伝えしたい。

(川合委員) 今の話を聞いて要望ということで申し上げたい。詐欺の手口が、従来では考えられない形のもが出てきている。AIの普及もあって、これまでは写真や動画があればそれは間違いないものなんだと我々の頭はそうになっていたが、それすらもディープフェイクなど、真実と違ったものが作れてしまえるという状況である。我々の常識も変えなければいけないということの啓発が様々な形でされていくよう、計画に反映させていただきたい。

(川瀬所長) 貴重なご意見、参考にさせていただきたい。内部で調整して盛り込みたいと思う。併せて消費生活センターでは、先ほど申した自立するための支援とともに、「困ったら一人で悩まず相談してください」と言っている。一人だけで悩むことがさらなる深みにはまってしまうと。チラシにもあるが、センタ

一に直接電話してもらってもいいし、「188」全国共通の番号で、市外局番なしで、こちらにかけていただくと、最寄りの消費生活センターにつながる。郵便番号を入力してもらうことになるが、「こんなトラブルはいやや（188）」と声掛けしているの、トラブルなどで困っている方がいたら相談するように話していただきたい。

(沢田委員長) 地域が一体となった取組として、持続可能な見守りネットワークを通じて消費者被害の未然防止とあるが、余計なお世話と言われる可能性がなきにしもあらずなので、手加減の入れ具合が難しいのかなと感じる。

(吉川恵理子委員) 資料5のスケジュール案のところにあるアンケート調査で、令和7年度市政世論調査実施が、令和8年3月までのところに書いてあるが、これは資料6、6-2の調査なのか、それともまた新たにするのか。

(川瀬所長) この資料6、6-2が、令和8年3月までのところに記載の調査になる。令和7年度又は8年度に実施することが考えられるが、集計結果が12月頃になることから7年度に実施した。よってこの後8年度調査は実施しない。

(沢田委員長) これはアンケート結果だということですね。

(川瀬所長) はい。

(沢田委員長) エシカル消費の認知度は非常に低い。皆知っているかということそうではない気がする。平成30年から比べれば令和7年度はちょっと増えたという感じだ。

#### 4 閉会

##### 【配付資料】

- |   |         |
|---|---------|
| ・新潟市消費生活審議会規則・新潟市消費者教育推進地域協議会要綱                       | ・・資料1   |
| ・令和7年度新潟市消費生活センター概要                                   | ・・資料2   |
| ・新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画（三次改定）                       | ・・資料3   |
| ・令和6年度事業結果及び令和7年度事業見込み（新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画 三次改定） | ・・資料4   |
| ・新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画（四次改定）策定スケジュール（案）            | ・・資料5   |
| ・第52回 市政世論調査概要版（消費生活関連のみ抜粋）                           | ・・資料6   |
| ・市民生活に関する市民意識のまとめ                                     | ・・資料6-2 |